

第1回港区区政会議 福祉部会 議事録

1 日 時 平成27年6月22日(火) 午後7時00分～午後8時30分

2 場 所 港区役所 5階501・502会議室

3 出席者 (委員)

飯田委員、上田委員、大西委員、近江委員、尾方委員、重森委員
武智委員、田村委員、丹田委員、土田委員、西山委員、原田委員
堀委員、山本委員、吉田委員

(50音順)

(区内関係機関)

砂田港区社会福祉協議会事務局長

(港区役所)

馬場副区長、植村保健福祉課長、神崎子育て支援担当課長
北野生活支援担当課長、禿保健福祉課長代理
柏木生活支援担当課長代理

4 議 題

- (1) 平成26年度の施策・事業の評価について
- (2) その他

5 閉 会

○禿保健福祉課長代理 皆さん、こんばんは。

本日はお忙しいところ、また、夜分にもかかわらず、港区区政会議福祉部会へご参加賜わりまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより港区区政会議福祉部会を始めさせていただきますと思います。

私は、本日の司会をさせていただきます港区役所保健福祉課課長代理の禿と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に馬場副区长から一言ご挨拶頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○馬場副区长 こんばんは。

本日は大変お忙しい中、区政会議の福祉部会に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

今回、平成27年度の第1回の港区の区政会議の福祉部会ということでございますけれども、このメンバーで行う区政会議の部会の最後になると思っております。今回は平成26年度の施策事業の評価ということでご議論をいただき、その内容を振り返った上で平成27年度の取り組みの実施に当たっても変えていくべきところは変えていく、改善すべきところは改善していかなければならないと思っております。

また、その他でございますけれども、介護保険法の改正に伴う生活支援コーディネーターの配置ということも議題に挙げさせていただいております。ご存じのとおり、今高齢化のほうがどんどん進んでおりまして、港区においても大阪市の平均を上回るスピードで高齢化が進んでいるところでございます。そのような中で国においても介護保険法の改正がなされて、要支援の1、2あたりのサービスが変わってくるという法律制度の改正に伴って取り組みが変わってくるんですけれども、港区においてもその法律改正をふまえて新たなモデル事業というものを実施していきたいと思っております。そのようなことも後でまた説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○禿保健福祉課長代理

それでは、続きまして、現在の部会の開催状況のほうをご報告させていただきます。

委員の出席状況でございますが、定員18名のところ、ただいま10名のご参加を賜っておりますので、本会は有効に成立しております。

そして、本会は公開となっておりますので、後日、会議録を公表することとなっております。つきましては、本日の会議につきましては内容を録音させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず議事に入ります前にお配りをさせていただきます資料の確認をさせていただきます。

まず、本日お配りをさせていただきました資料でございます。1枚目がまず次第になっ

てございます。その次が今回の港区区政会議の福祉部会の委員名簿、この2枚を受付で配付をさせていただきました。

続きまして、事前に郵送させていただいております資料をご確認いただきたいと思えます。右肩に資料Aと書いてございますA3縦長の資料でございます。こちらはA3の資料で3枚ものの資料になってございます。

続きまして、右肩に資料Bと打ちまして、A4サイズの資料でございますが、介護保険制度に伴う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置についてという資料がA4のサイズで表裏計3枚の資料となっております。皆さんのお手元のほうにございますでしょうか。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思えます。これからの進行につきましては、武智議長にお願いをしたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○武智議長 皆さん、こんばんは。

ただいまから、議事に入らせていただきます。委員の皆様にはぜひともこの福祉部会で建設的なご意見を述べていただきたいと思えます。ほかの人の意見も意味を確認していただきまして、活発な議論にしていきたいと思っております。

それでは、議事に入りますので、座ったまま進行させていただきます。ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

まず、（1）平成26年度の施策・事業の評価について、を事務局から説明させていただきます。

○植村保健福祉課長 港区役所保健福祉課長の植村でございます。お世話になっております。

それでは、早速ですけれども、説明に入らせていただきます。私植村と神崎とでそれぞれ担当のところをご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料Aをごらんください。こちらの資料Aにつきましては、平成26年度の港区の運営方針を自己評価したものとなっております。平成26年度にどのような取り組みがどの程度実施されたかということをもとめておまして、自己評価しております。

それでは、まず経営課題3のすこやかにいきいきと暮らせるまちづくりの実現に向けまして、2つの戦略を立てておりますので、それぞれの戦略の具体的取り組みの目標の達成状況と戦略に対する有効性についてご説明をさせていただきます。

それでは、資料Aの2ページをごらんいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。この経営課題3につきましては、2つの戦略を立てておまして、まず一つ目の戦略3-1地域福祉の推進になりますけれども、こちらには取り組み内容が4つございます。取り組み内容の一つ目は、3-1-1、地域福祉アクションプランの推進支援です。こちらの業績目標としましては、アクションプランの情報交換会の参加校下が11校下で、撤退基準は参加校下が5校下以下であれば事業を再構築するというようにしております。実際に

取り組みの実績といたしましては、区社会福祉協議会と区とが連携をしまして、各校下とも調整を行いながらアクションプランの推進をしていくためのスタートアップ会議を平成26年8月以降順次開催をいたしました。

そして、平成27年3月18日に区民センターにおきまして、活動報告会を開催しておりますが、11校下が参加をし、目標は達成をしております。評価ですけれども、目標は達成をして取り組みは予定どおり進捗すると考えておりまして、戦略に対する有効性については○、と考えております。課題ですけれども、引き続き27年度も各地域でアクションプランを実現するための支援が必要だと考えておりまして、今後も引き続き社会福祉協議会と区役所のほうが協働しまして、地域の方々の意見をくみ上げ、課題解決に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。次に、下の欄ですが、3-1-2、高齢者と要支援者の見守り支援についてです。こちらですが、相談や見守り支援等を行って要援護者の情報収集や見守りのための新たな人材、事業所を発掘、育成するために、11校下に地域見守りコーディネーターを配置しておりますけれども、業績目標としましては、要援護者の情報数が1,800件、見守り事業者の登録数も100件といたしております。撤退基準については、要援護者の情報数が900件、事業者の登録数が50件以下であれば、再構築をするということにしております。

実際の実績ですけれども、見守りコーディネーターによる要援護者の情報収集、事業者の募集をいたしまして、達成状況としては、こちらの資料につきましては2月末現在の数字の掲載をさせていただいておりますが、3月末の状況のご報告をさせていただきますと、要援護者の情報数につきましては2,213件、それから見守り事業者の登録数につきましては64件となっております。ですので、評価といたしましては、目標については残念ながら未達成になっておりますけれども、取り組みは予定どおり進捗をしていると考えております。戦略に対する有効性についても○、と考えております。課題につきましては、目標についてちょっと未達成になっているという部分でその登録事業者の開拓につきましては、事業内容をきちんと理解していただくためにやはり丁寧な説明が必要だと思っておりますので、改善策としましては、事業趣旨を理解し協力いただけるように粘り強く丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

今の3-1-2の項目の評価結果ですけれども、②の(1)となっております。こちらの内容につきましては、目標は4ページをあけていただきまして、表の一番下のところ欄外に具体的取り組みの目標の達成状況についての説明書きがございます。①、②、③と書いてございまして、この目標については②の(1)ということですので、目標は未達成だけれども、取り組みは予定どおり進捗しているということで②の(1)と自己評価を入れさせていただきます。

○神崎子育て支援担当課長 子育て支援担当課長の神崎でございます。

私から、その下の続きの3-1-3、障がい者などにかかる相談支援について引き続き説明させていただきます。臨床心理士などが乳幼児健診時に心理相談を実施しておりま

す。また、障がいをお持ちのお子様を育ててこられました親でつくられたNPO法人チャイルズに面接を依頼いたしまして、月に1回2組の親に対しお子様への対応の仕方、生活をしていく上でのアドバイスなど、注意すべき点などを話していただいております。そこに書かれておりますピアカウンセリングというのは、親へのカウンセリングという意味でそのように呼んでおります。

業績目標はピアカウンセリングを受けて不安を軽減されたと答えた養育者の割合を70%としておりました。目標達成状況といたしましては、不安が軽減されたと答えた養育者が100%、実績はピアカウンセリング12回で22名の利用がありました。臨床心理士による支援は177名、発達障がいの理解を深める講演を7月に開催いたしました。

また、港区障がい者相談支援センターによる相談件数ですが、そこに書かれておりますのは12月末現在となっておりますが、新しい数字といたしましては平成27年3月末の件数といたしまして、2,299件となっております。評価といたしましては、目標を達成し予定どおり進捗、取り組みといたしましては有効と判断しております。

続きまして、その下にあります3-1-4の児童虐待防止の取り組みについて説明いたします。平成24年度から要保護児童対策地域協議会「実務者会議」を開催する仕組みができましたので3年目に入ります。毎月1回、そして全体ケースの見直しは年2回あります。児童虐待ケースの情報共有、役割分担の確認、ケースへの対応と支援に向けた進捗管理を行いまして、関係機関の連携を深めていくための会議を継続しています。

また、保健福祉センターの「子育て支援室」を含んだ地域の子育て支援機関が集まり、社会福祉協議会と子ども・子育てプラザを事務局といたしました、「みんなと子育てしチャオ会」においては月1回の会議が開催され、区民に対し子育て支援事業の開催と、各機関が地域の身近な場所で相談に乗り子育て家庭を支援していただいているところです。さらに、あらゆる子育て機関が児童虐待対応でスムーズに連携ができるために講演会を1回実施することとしていました。業績目標としましては、講演会のアンケートで虐待防止や子育て支援の理解が深まったという割合が80%としており、目標達成状況としては、100%の結果が得られております。取り組み実績につきましては、そこに書かれておりますとおりです。評価といたしましては目標を達成し予定どおり進捗、取り組みは有効として判断しています。参考までに子育て支援室の平成26年度の総相談件数は360件です。その内児童虐待相談件数は171件、相談件数にしましては、去年よりも128件ふえておりまして、虐待ケースについては、92件ふえております。

○植村保健福祉課長 ただいま戦略3-1につきまして、4つの具体的な取り組みを行いまして、説明をさせていただきました。この戦略3-1の進捗状況とアウトカムの達成状況につきまして、資料につきましてもう一度1ページに戻っていただきたいと思います。

1ページ下の欄ですが、戦略の進捗状況とアウトカムの達成状況の欄ですけれども、戦略の進捗状況につきましては順調でありAと評価しておりますが、アウトカム成果としましては、住んでいる地域が高齢者や障がいのある人、子供にとって住みやすいと答えた人

の割合が平成27年度末までに平成24年度の10ポイント増としております。達成状況ですけれども、この答えた方の区民の割合が平成26年度については38.9%ということで、前年と比較しまして2.3ポイントアップはしておりますけれども、アウトカム達成状況としてはB順調ではないということになります。しかしながら、こちらの戦略の有効性の評価につきましては、(1)の欄をごらんいただきたいと思うのですが、昨年度、地域ごとに策定をしましたアクションプランの実践を促進したということは地域内のつながりづくりや支え合いの活動に参加する新たな人材を発掘育成することについて有効だったというふうに考えております。

今後は、引き続き地域福祉活動計画の推進への支援を区社協とも連携して継続するとともに、シニアサポート事業による共助の取り組みを推進することで、このアウトカムも順調に推移することが見込まれると考えておりますので、この戦略の進捗について、アウトカムについては有効だと考えております。評価結果はAとしております。

戦略3-1につきましてのご説明は以上となります。

次に引き続きまして、戦略の2つ目の区民の健康増進と生活環境の改善について説明をさせていただきます。資料につきましては、3ページ以降になります。こちらのほうも具体的な取り組みの状況からまずご説明をしたいと思っております、4ページをごらんいただきたいと思っております。

この戦略3-2の具体的な取り組みは2つございまして、まず3-2-1の区民の健康増進についてです。こちらは区民の主体的な運動習慣づくりや食生活の改善など、健康づくりのきっかけとなるよう運動サポーターと協働しまして、モデル地域での運動・健康講座を開催したり、11月を港区健康月間と位置づけをし、イベントの開催ですとか、団体企業等と連携をして、区民が気軽に参加できるような健康づくりの支援の取り組みを行っております。

業績目標につきましては、11月の健康月間中に協力を得た団体等が3団体以上、それから運動サポーターと協働した講座の開催が2地域以上としております。撤退基準については、講座の開催地域が2地域未満である。月間中の協力団体がなければ再検討するというようにしておりました。実績ですが、運動サポーターと協働した講座の開催が2地域で2回実施をしております。それから、11月の月間中に協力をいただける団体の募集等を行いましたところ、12団体の協力をいただくことができて、目標については達成をしております。ですので、評価結果については、1-1ということで目標は達成し、取り組みは予定どおり進捗していると評価しております。戦略に対しましても有効だと考えております。

今後の課題といたしましては、健康月間中に協力をいただける団体等をふやすこと、それから健康講座を区域全体に広げる検討が必要と考えておりますので、改善策といたしましては、まず協力団体等の募集開始時期を繰り上げて取り組むということ、それから、地域の健康講座の開催につきましては、開催回数を見直して、開催地域の拡大に取り組んで

いきたいと考えております。

次に、下の欄、3-2-2、がん検診、特定健康診査の受診率の向上についてです。こちらは検診の休日開催、それから同時開催など、区民の方の利便性を図るとともに、広報啓発や団体、国民健康保険加入者への働きかけを行っております。がん検診につきましては19回、特定健診につきましては10回実施をしております。業績目標につきましては、区保健福祉センターでの胃がん検診の1回あたりの受診者数が50人、特定健康診査の1回あたりの受診者数を55人としております。撤退基準は胃がん検診が45人以下、特定健康診査が50人以下であれば、再構築をしております。

実績ですけれども、特定健診の実施の直前に会場周辺で、啓発ビラ、それからグッズの配布、それから当日の受診券の再発行を行うというようなこと、それから、地下鉄の掲示板での周知を行うということ、医療機関での啓発ビラの掲示、区広報紙の掲載等に取り組みまして、達成状況といたしましては、胃がん検診につきましては、1回あたり50人、特定健診が61人となっておりますので、目標については達成をしております、取り組みは予定どおり進捗していると評価しております。戦略に対しても有効性があると考えております。

ただ、課題といたしましては、より受診者数の向上のためには引き続き多くの方にわかりやすい広報等を行うことが必要だと考えておりました、改善策といたしまして広報での周知を引き続き実施するということと、特定健診を実施している医療機関での啓発の協力を依頼したいと考えているところでございます。

こちらの3-2の戦略についての進捗状況とアウトカムの達成状況ですが、資料につきましては、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

今、戦略3-2に対する取り組みにつきましてご説明をさせていただきましたが、こちらの戦略の進捗状況については順調であり、Aと評価をしておりますけれども、アウトカム、成果につきましてはこちらに5項目ございまして、達成状況につきましては、健康づくりに取り組んでいると答えた区民の割合が54.2%、それから週2日程度以上の運動を行っている人の割合が42.3%、それから、がん検診、胃がんの検診の受診率が4.7%、特定健康診査の受診率が12.6%となっております、評価結果につきましては、一番上の1項目以外はB、順調ではないという結果になっております。ですので、全体の評価もBとしております。

しかしながら、期限内のアウトカムの達成状況は困難な状況にはなってはおりますけれども、健康月間イベントでは目標値を上回る参加者があったこと、それから、がん検診、特定健康診査の実施についても啓発が徐々に浸透しつつあることから、戦略はアウトカムに対して有効であると考えておりました、継続して推進をまいります。

この経営課題3の評価結果の総括といたしましては、資料の1にお戻りいただきたいのですけれども、1ページにございますように、地域福祉を推進するためにアクションプランの実践に向けた支援を行うとともに、支援を必要とする人が安心してらせるように地

域社会全体で支える仕組みづくりに取り組む必要がある、それから、また区民の主体的な健康づくりを推進するために、関係団体の関係強化や活動支援が必要であると考えております。こちらが経営課題3の総括となっております。

以上でございます。

○神崎子育て支援担当課長 それでは、資料5ページをごらんください。

5ページには経営課題4の子育て世代が魅力を感じるまちづくりの説明に入っていきます。子育てしやすい環境の整備を達成するための具体的な取り組みから述べさせていただきます。一番下の(3)の4-1-1保育所待機児童への対応です。港区はゼロ歳、1歳、2歳の入所枠が不足しておりまして、その年齢の入所枠をふやすために19人制の小規模保育事業を1カ所実施すること、また、この4月から施行の子ども・子育て支援制度に伴いまして、3カ所の保育ママ事業を小規模保育所事業に移行することとしておりました。目標達成状況としましては、昨年10月に1カ所の小規模保育事業所を開設いたしまして、3カ所の保育ママ事業所につきましても平成27年度から小規模保育事業所へ移行を完了できました。目標も達成し、予定どおりに進捗しており、取り組みは有効と判断しております。

課題といたしましては、新制度におきましては、保育に限る子供から保育を必要とする子供へと対象が広がりました、親の働き方に関係なく全ての子供に良好な環境を保障しなければならないということになり、入所枠の拡大にこれからも取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、裏の6ページの一番上になります。4-1-2の子育て支援情報の提供の取り組みということになります。楽育子育てマップを4000部作成しまして、母子手帳交付時や出生届時にお渡しするほか、乳幼児健診におきまして配付いたしまして、状況に応じた支援や相談、情報提供を行いました。

また、広報7月号におきましては子育てに関する特集号を作成しました。目標達成状況としましては、アンケートの結果、子育て情報が役に立ったと答えた区民の割合が95%、取り組み実績はそこに書かれてあるとおりです。目標としては達成し、予定どおり進捗しており、取り組みは有効と判断しております。

○植村保健福祉課長 続きまして、1つ飛ばしまして、4-1-4、子育て支援活動団体やグループへの支援についてご説明をさせていただきます。こちらはモデル地域におきまして、妊婦の承諾を得て情報提供を行い、友愛訪問や見守りの活動を支援することを目標と掲げております。業績目標としましては、支援を受けて活動を行った団体等が1団体で、撤退基準は団体がない場合は事業を再構築するという事としておりました。達成状況につきましては1地域を支援しておりまして、実績としては19件の情報を提供させていただいております。

また、あわせて、この主任児童委員の連絡会で妊娠期からの子育て支援について、保健師から周知をさせていただいております。自己評価としては取り組みは予定どおり進

渉、戦略は有効だと判断をしております。

続きまして、その下の欄4-1-5、若年妊産婦への育児支援の方法の検討について、でございます。こちらの取り組み内容としましては、若年妊産婦の育児支援ニーズの実態を把握いたしまして、育児支援のあり方を検討するというものになっております。業績目標としましては平成27年度以降の若年妊産婦への具体的な育児支援策を取りまとめるということで、撤退基準は取りまとめができなければ手法を見直すということにしております。達成状況についてでございますが、こちらにつきましては、大阪市立大学の大学院の看護研究科との共同研究を行っております、検討会を開催しまして支援策の検討を行い、取りまとめを行ったところです。この共同研究の結果につきましては、日本公衆衛生看護学会におきまして、学術発表も行っております。19歳以下の母子手帳の発行者数は13名となっております。目標は達成しており取り組みは予定どおり進捗している。戦略に対して有効だと判断しております。

平成26年度取りまとめを行っておりますが、今後の課題といたしましては、若年妊産婦のニーズに即した検討というのが必要でありまして、引き続き共同研究機関の大阪市立大学とともに具体的な支援策の検討を行っております、平成27年度具体的に取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○神崎子育て支援担当課長 それでは、5ページにお戻りください。

5ページの(2)のところでございます。アウトカムということで書かれております。成果ということになりますが、目標どおり26年4月時点で保育所待機児童はゼロということで順調なのですが、一方、子育てしやすいと答えた区民の割合は40.3%と昨年より減少し、順調ではありません。

しかしながら、先ほど説明いたしましたそれぞれの戦略の進捗状況は順調と判断しております。引き続き戦略を進めていきますことは、アウトカムの達成に向けて順調につながることから、戦略は有効と判断しております。

以上でございます。

○武智議長 ただいままでのご報告につきまして、皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思います。よろしくご協力のほどお願いします。

○吉田委員 子育て支援専門部会の吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3ページになるのですが、皆様も少し数値的なもので気になったのかなとは思われるのですが、健診の受診率です。これは昨年度も数値的にはこのような形で得られていたと思うのですが、アンケートによる数値とかではなく実数値ということですので、この受診率、例えば大阪市の中でも港区というのはそう高くないということから、何か高い区との手法の違いがあるのかどうか、その辺は恐らく検証されていることだとは思いますが、少し教えていただければと思っております。

○植村保健福祉課長 今、ご指摘のがん検診の特定健康診査の受診率ですけれども、数値を見ましても24区の中でやはり受診率が低いところがございます。やはりこれはまず、啓発、周知をやっていくしかないのかなというところで、昨年度も広報で特集を組んだりしますと、やはりその広報が出たときはやはり健診の予約が非常に多かったりということはあるんですけれども、それがなかなかずっと長続きしないというところがございます。やはり健康意識といいますか、やはりご自分で健診にいかねばならないと思っただけの継続的な啓発広報というところを続けていくということが、まず大事なかなと思っております。

○吉田委員 ありがとうございます。

本当にその取り組み実績を見させていただきますと、本当に丁寧に対応に当たって対応されていると思います。継続してということで、対応されるということですね。ありがとうございます。

○丹田委員 歯科医師会の丹田です。

ただいま、お話に関連することですけれども、やはり課長がおっしゃったように普及啓発というのは、どう取り組んでいけばいいかというのは、なかなか難しいところはあるかと思っております。

歯科医師会では、大阪市のほうから事業として、大阪市生涯歯科保健推進事業というのを受けておりますけれども、これがプロポーザルという形で大阪市との契約、それはいいんですけれども、やっている現場はやっぱり区でやっているわけですから、この事業として使いにくいプロポーザル公募型というのは、ぜひともやめていただいて、今までの実績からして歯科医師会以外に受け手がないような事業ですから、やっぱりじかにやっていただきたいなと思います。その理由はやはり契約締結後でしか動けないというのがありますので、いろんなことを年度当初考えていても、本当に契約されるのかどうかというのは済んでみないとわかりませんので、なかなか思い切ったことができません。また、それぞれ区の事情とか、あるいは港区ですと、港区健康月間というのがありますので、一応なんとかそれに協力する形でさせてはもらっていますけれども、もうじかに区のほうでこの事業ができるように、なんとか大阪市のほうに働きかけていただきたいなと思います。そうしますと、もっといろんな連携できる形で歯科医師会の事業を構築することができるのではないのでしょうか。歯科医師会の事業というのは、大阪府歯科医師会で集まってそこで各区の代表が来て、どんな事業をやるかみたいなことがあるんですけれども、そうではなくて、やはりこの会議の中でやっていく方がいいのではないかと思いますので、ぜひ、そういう啓発活動の場でもありますので、こういう場で議論できるような事業にしていきたいと思っております。

○植村保健福祉課長 今いただいたご意見につきましては、また、健康局のほうに区政会議の場でこういったご意見をいただいたということで、申し伝えたいと思います。

○馬場副区長 今、局のほうで生涯歯科保健推進事業は行っている事業でございます。

より区の実態を反映できるような事業のやり方にならないのかということで検討してまいります。また、区長会議なんかでも実はこの健診率の向上ということが一つのテーマになって、議論はされておりまして、ただ、なかなかいろいろな各区のモデル的な取り組みって何が効果的なのかということも検証はされていますけども、先ほど課長が説明したように、これだという決め手がないのが今の状態です。啓発というのは引き続き絶対やらないといけないことですので、その事業の進め方については区長会議などでも引き続き議論をしていきたいと思っております。

○丹田委員 啓発というのは、やはり物量だと思うんですね。いろんなところで医師会さんも多分自助されていると思うんですけども、やはりそういうのをかき集めて、啓発活動として区でまとめてやるという形のほうが有効ではないかと思えます。

不思議なことにこの大阪市生涯歯科保健推進事業というのは、これは府歯科医師会の事務局に確認しているのですけれども、最終的にはお金は区長さんのほうについているんですよ。

○植村保健福祉課長 区シティマネジメント事業となっております。

○馬場副区長 予算としては局ですけども、区長の意向でもってその事業を組み立てることができる予算ということでございます。

○丹田委員 そうしたら、なおさらやはり区でやっていただければいいかと思えますので、ぜひとも、大阪市の健康局のほうに、そのように意見があったということでお知らせいただきたいと思えます。

○武智議長 ほかにどうですか。

○尾方委員 公募の尾方です。3-1-2の高齢者の支援事業者について、この具体的な見守り協力事業者という活動、具体的にちょっと教えていただけませんか。そして、またこれは個人でもできないのかどうか、小学生の帰りの見守り、子供の見守りは個人でやっているものですが、そういった感じでできないのかちょっとお聞きします。

○植村保健福祉課長 こちらは地域の商店さんですとか、事業者さんに、例えば、時々買い物に来られる方だけけれども、ちょっと最近様子がちょっと気になるとか、いつもよく買い物に来ていたのに最近ちょっと姿を見かけないのでちょっと心配だとか、そういったことで情報をお寄せいただくという協力をしていただいている事業者さんになります。

○尾方委員 それで、特に個人でもできそうなこともあるのではないかと思います。

そして、また、もし事業者が港区で事業をされている方というのは何万と何万何千とおいでになるかと思うんですけども、やはりちょっと少ないのではないかと思います。

○植村保健福祉課長 開拓につきましては、今年度も力を入れてやっていきたいと思えますので、もう少し多く協力いただけるようにしていこうと思えます。

それから、個人で協力できないのかということですけども、例えば、日常的な見守りですとか、そういったボランティアの活動をもししていただけるということであれば、く

らしサポーターさんという形で活動をしていただいておりますので、各地域に憩の家の見守りコーディネーターさんがいらっしゃるのですけれども、そちらにくらしサポーターとして、ボランティアとして活動してみたいのだけれどもということで、ちょっとお話をいただければ、実際にそういう活動でご協力をいただけるかなと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○武智議長 どうぞ、ご意見よろしく申し上げます。

○田村委員 三先の田村です。

特定健診というのは国民健康保険の加入の人ですね。社会保険の場合は企業を通じてやるのですけれども、そういう点では社会保険の受診率が高いと思うのですけれども、例えば、国保であっても中小企業の場合は、例えば外注先だとそういう関係もあって、国保に加入されている実質従業員の立場の人が多いんですけどね。そういう点ではやっぱり受診率を上げるためには、そういう企業に対する働きかけを一定していけばいいのと違うかなど、いうそういうこともありますのでお願いしたいと思います。

○植村保健福祉課長 ありがとうございます。

こちらの特定健診のことはやはり国保の担当課と十分に協力しながらやっていかなければならないなというふうに思っております、今年度も私どもの保健福祉と国民健康保険の担当をしている保険の担当とで、いろいろと話をしながら進めていっているところですので、きょういただいたご意見につきましても、参考にさせていただきます、受診率が上がるように取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○武智議長 どうぞ、積極的なご意見をよろしく願いしたいと思っております。

○原田委員 主任児童委員の原田と申します。

資料の5ページですけれども、真ん中あたりで港区は子育てしやすいと答えた区民の割合が40.3%、前年度の数値が49.4%ということで、今年度は9%も下がっているんです。その理由は何か区役所で分析はされているのでしょうか。

○神崎子育て支援担当課長 これは前にも副区長からおっしゃっていただいたことがあったと思うのですけれども、その対象とするアンケートを無作為に選ぶとときに、たまたま子育て世代がどれだけ入っているかによってもある程度上がったり、下がったりとかというのがあると思います。たまたま選んだときに子育て世代が多ければ結構上がる場合もあると思いますし、内容的にあまりその世代が入っていなかったとしたら、下がるとかというのもあると思います。その辺の分析というのは詳しくできていないというのが現状です。実際にそれ以外に何か理由があるのかというのは、またいろいろ聞かせてもらいながら、もしあればきっちり取り組んでいきたいと思っております。

○原田委員 港区の子育て支援というのは、ほかの区にも負けないぐらい活発にされていると思うのです。ただ、広報の仕方がちょっと弱いかなと私は思っております。例えば、港区のホームページなんかでも、余り目立つような感じの書き方、子育て支援のページに移ったときなんかでも、あんまり明るいイメージのホームページになってないんです

ね。なんで、もうちょっとイメージ戦略というか、子育てに明るいまちというイメージが持てるようなつくり方も考えてみたらどうかと思っております。

○神崎子育て支援担当課長 ありがとうございます。

確かに、行政としての部分でかたいところがあるのかなと思ったりします。プラザの吉田さんのところから出されているホームページ「しチャオdeネット」は長けていると思います。今、プラザとはすごく連携を進めていますのでいろいろ教えていただきながら、原田さんがおっしゃった部分については、もう一度考えて工夫をしていけたらと思います。

○吉田委員 子育て支援専門部会の吉田です。

まさしく私もここの部分の数字につきましては、非常に気になったところがございます。神崎課長がおっしゃったように、非常にここのとらえ方というのがアンケートから出てくる数字ですけれども、幅があると言いますか、非常に広い意味での40%ではないのかなと私も感じておりました。例えば、子育てしやすいといいますが、各年齢層、ゼロ歳と5歳であれば大きく違うわけで、ここの部分につきましてはどの程度のどのようなというのが余りここの部分からは見えてこないというところもありまして、きつご質問も控えさせてもらった次第でございます。

また、おっしゃったように、子育て支援室とその他の区内におかれています子育て支援専門機関、ここについては連携強化を図りまして、もちろん主任児童委員なんかとも連携を図って、ここのところのちょっと見えにくい数字にはなってきていますけれども、数字を協働して上げていきたいと考えておりますので。

○馬場副区長 すみません。アンケートが区民モニターのアンケートということで、非常に雑いアンケートになっているというのは、正直ご指摘を受けていると思っているのですけれども、もう少しなぜこの子育てしやすいという感じられる方が少なくなっているのかという、もう少し原因の説明ができる形での詳細なアンケートというのも、今後、考えていかないといけないと思っております。

また、少し次にアンケートをとるときにその辺は見直しをさせていただきたいと思っております。と申しますのは、やはり港区、若い方、子育て世代がやっぱり住みたいと思うまちにしていきたいと思うのですけれども、残念ながらどうしても子供の数というのは減少でございます、人口自体も減少しているのですけれども、その中でもやはり子育て世代、子供の数というのは減少傾向が強い現状でございますので、もう少し詳細な分析をした上で、施策事業として一から進めていかないといけないところを考えていきたいと思っております。

○武智議長 どうです。ご意見いかがですか。ご質問ございませんか。

それでは、時間の都合もでございますので、ご質問はこれで終わらせていただいて、次の議題に移行させていただいてよろしゅうございますか。

では、そうさせていただきます。ちょっと出席者がふえましたので、もう一度人数の把握を発表してください。

○禿保健福祉課長代理 大変お待たせいたしました。

ただいまの出席は15名出席をいただいております。ご報告させていただきます。

○武智議長 ありがとうございます。

それでは、その他の件に移らせていただきます。どうぞ、説明していただきます。

○植村保健福祉課長 続きまして、その他の介護保険制度改正に伴う生活支援コーディネーターの配置についてご説明をさせていただきます。資料はBになります。介護保険制度の改正に伴いまして、平成26年4月から新たに介護予防日常生活総合支援事業というのが規定をされておりました、平成29年4月までに全市町村がこちらの事業に移行して、実施をするということになっております。

まず、新しい事業の内容につきましては、資料Bの1枚あけていただきまして、資料1をごらんいただきたいと思います。介護保険の要介護認定というのは、要支援1それから要支援2の方が受けておられます介護保険のサービスのうち、訪問介護、訪問ヘルパーの事業、それから、通所介護、デイサービスの事業につきましては、このたび新たな事業として、こちら総合事業のほうに組み込まれることになりました。資料の2をごらんいただきたいのですが裏面になります。

新しい事業につきましては、この事業の担い手につきましては、全国一律のサービスではなくて、それぞれの市町村によって既存の介護保険事業所によるサービスに加えまして、新たにボランティア、それからNPO法人、企業協働組合等、多様な担い手によるサービスの提供というのが可能になります。

それから、高齢化がどんどん進んでおりました、高齢者自身の介護予防というのは非常に重要だというふうに言われているのですけれども、高齢者の方ご自身が社会参加や社会役割を持つことが、生きがいや介護予防につながると言われておりました、このような多様なサービスが利用できるような担い手の養成、それから発掘等の開発、それからネットワーク構築を行っていく生活支援コーディネーターの配置というのがこのたびの介護保険法改正の中で、きちんと位置づけをされたところです。

大阪市におきましては、この総合事業の実施に先立ちまして、平成27年度3区において、そのモデル事業を実施するということになっておりました、港区においてもそのモデル事業を実施したいと思っております。

また、資料のB、1枚目に戻っていただきたいと思うのですけれども、このモデル事業で配置をいたします生活支援コーディネーターにつきましては、どういう役割を担うかということですが、2のところに書いております。まず、役割としては4つございまして、1つ目は、地域の資源のネットワーク化ということですね。いろいろなサービスの担い手で構成をされる協議体というのを、最終的に組織をして、定期的な情報交換とか、意見交換をできるようにしていきたいと考えております。

それから、2つ目としては、生活支援の担い手の発掘養成ですね。地域ごとのニーズに応じたサービスが提供できるような担い手を確保できるように、いろんなところに働きか

けを行っていきたいと考えています。

それから、3つ目としては、活動の場の発掘、開発ということで、既存の施設ですとか、集会所、憩の家というものにおいて、担い手の方が地域のニーズに応じたサービスが提供できるような活動の場の開拓を行っていくということになります。

それから、4つ目としては、サービス実施情報の提供周知ということで、サービスの実施状況をまとめまして、各事業の実施主体や地域包括支援センター、見守り活動を行っていく方々へ提供を行って、利用者の周知にも取り組んでいければと思っております。このような事業につきまして、現在、この事業を担ってくださるその事業者について公募をしております、8月以降、港区のほうで実際に事業が開始できればと考えておまして、区としましても、局、それから事業者さんと連携をしながらこの1年間きっちりとこのモデル事業を実施していきたいと考えております。

また、地域の皆様にはこういったサービスの担い手としていろいろとご協力をお願いできればと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で簡単ですけれども、ご説明を終わらせていただきます。

○武智議長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。

○馬場副区長 すみません、なぜこの事業をこの場でご説明しているのかということ、今年から新規事業で福祉関係で、1つは見守りネットワーク強化事業もしております。また、生活困窮者の自立支援事業もしております。そういった新規事業、当初から予定されていた、また法律に基づいてやらなければならない事業は、もともとの運営方針に書いてご意見をいただいておりますけれども、この生活支援コーディネーターの配置というのは、局がモデルで3区でやるということが決りまして、港区においてはそのモデルとして実施することが決りましたので、年度途中ではございますけれども、新規事業ということでご意見をいただければというところでございます。この介護保険の改正に伴うこの生活支援コーディネーターの配置ですけれども、大きく言いますと、2025年、後期高齢者75歳以上の方が団塊の世代の方が全て75歳以上になるという2025年問題というのがあるのですけれども、それに向けて今、国のほうが介護保険制度を全面的に見直しをしようということで、今考えているところでございます。その介護保険の改正というのと、もう一つは在宅医療介護の連携というその2つを進めていこうと主にやって取り組まれておまして、その中の介護保険の改正から見て、特に軽度の介護度の方について、これまでの事業者だけでなく、その地域であったり、地域のボランティアさんであったり、NPOだったりというところに担い手を広げようとしているというところでございます。

港区において何でそのモデル事業を実施しようということになったかと申しますと、港区の地域の活動が非常に盛んでございまして、こういう福祉分野にも携わっていこうという意欲、活動としての幅を広げたいと思っていられるその地域の方もたくさんいらっしゃるというその地域力が港区にはございますので、大阪市がモデル区として幾つか手を挙げてほしいといったときに、ぜひ、この港区で地域力を生かして、この事業のそのモデ

ルを実施させていただきたいということで、局のほうにも申し出た次第でございます。

○武智議長 モデル地区に行政当局も積極的に取り組もうということでございますが、それについて皆さん、ご意見一つ述べていただいたと思いますが、いかがですか。

○近江委員 民生委員会の近江といいます。これは新たにまたコーディネーターを募集されるわけですか。現在のコーディネーターの方がいますよね。

○植村保健福祉課長 この地域自体の事業者さんを今公募しておりまして、その事業の中で改めてこういう業務を担っていただけるコーディネーターさんを配置していただくということになります。ですから、地域見守りコーディネーターさんとは全く別の仕事をこの事業でやっていただくということになります。

○近江委員 今でもなんかよく似た仕事をしているのですけれども、また別にこれ専門でやるわけですか。

○植村保健福祉課長 そうですね。区域全体をこう見渡していただいて、コーディネートをしていただく方と考えております。ですので、実際に担い手の開発ですとか、養成というあたりでは、実際に現在の地域見守りコーディネーターさんからいろんな情報をいただいたりとか、資源の開発のときには連携をさせていただくことはあると思いますので、そのあたりはご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

○近江委員 これは8月からモデル地区でやるのですけれども、新規に今からそれはいけるのですか。

○植村保健福祉課長 今、事業者さんを公募中ですので、予定どおり進めていきたいと思っております。

○近江委員 わかりました。

○武智議長 専門的な立場からのご意見はございませんか。

これは非常に大事なことになるのだらうと思っておりますが、いわゆる生活支援の問題は大変なこれから行政の難しい、避けては通れない大変な課題だと思っております。そういう意味ではこれから非常に難しい問題ではあるけれど、積極的に対応していくということから、まちが非常に明るくなるということになると思っておりますので、何かこういうふうにしていこうというように考えておられる点があれば、もし発表してよければどうですか。

○植村保健福祉課長 これまでの事業者さんによるサービス提供ということではなくて、より身近な地域で高齢者の方が自分もサービスを提供する側になる、そのサービスを提供する側になることによって、先ほど申し上げましたけれども、社会参加、いきがいつくりにつながっていくのではないかと考えておりますので、地域の支え合いの中でこのあたらしい事業が運営できればとは考えております。

○馬場副区長 すみません。課長が申しましたように生活支援サービスについては、これからやはりどんどん高齢者の方がふえていく中で、全てをその事業者に頼るというのが現実的に多分難しくなってくる時代がくるだらうと思っております。港区においても高齢者の人口は増えておりますし、また、単身の高齢者の方がやはりかなり増えている今の状態

でございます。その中で、ちょっとした買い物とかですね、ひとりで買い物に行って食べるものを買ってくるということのはなかなか難しいとか、やっぱり掃除をするのが難しいとか、日常の本当の生活ですけれども、誰かにちょっと手伝ってもらう必要がやっぱり出てくる方がふえてくると思うのです。

今は、デイサービスであったり、ヘルパーという形で事業者の方が家に来られていろいろ手伝ってくれる、あるいは、デイサービスのところで食事をするということでやっておりますけれども、その事業者だけで賄うことができなくなったときに、小さい地域の単位で少しサロンのようなところでちょっと食事を出すよ、またちょっとした買い物ぐらいならして運んであげるよというような小さなグループが地域にたくさん出てきて、そういうグループ、あるいはそういう活動団体が身近なところで、あの人はちょっと今こういうことで困っているんだよという情報と合わせてそのサービスを提供できるようになればというのが、理想の地域社会の姿として今描いているところです。本当にただ、難しい点はたくさんあるだろうと思います。この生活支援サービスでやっていこうと思えば、今でも他の自治体で先進的に取り組まれているところでも、例えば、認知症の方の支援をどこまで地域で支えてできるのかといったこととか、例えば、食事サービスをして持っていったんですけれども、そんな僕のところ頼んでないよ、わしのところ頼んでないよと認知症の方に言われたときに、それは地域でつくって提供したけれども、さあ、それをどうするんだろうといったことであったりですね、本当に細々としたたくさん課題が出てこようと思うんですけれども、そういったこともこれからいろんな経験も積み重ねながら、行政としても解決を一緒にしていかなければならないと思っております。

これからまだ、本格実施まで平成29年4月ということなので、まだ2年ぐらいあるんですけれども、まだこれからモデル実施を踏まえて課題を洗い出して行かないといけない時期にあると思っておりますし、地域の方々にはそういうモデル実施にもご協力していただきたいと思っておりますし、できることからちょっとでも前に進めるようにと思っておりますので、ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思っております。

○大西委員 今回は港区のモデル地区ということで、モデル地区とは言いながら、この事業の事業者の公募ということで、その予算規模ですね、それと事業規模というのですか、そういうものはどの程度の予算になっておるのかと、それと先ほどから聞いておられますと、地域でサービス、ボランティア的な力を借りたいということですが、この事業者ということになると、恐らく営利企業でもあるので、そういうサービス事業だけではちょっと難しいと思いますので、そういう方面の考え方といいますか、営利事業でぼんと入ってきて、そういう方に、もちろん公募する場合は事業ですから、幾らかの利益ということも考えて入ってくると思いますが、とにかくモデルとはいいながら港区としてはどれぐらいの予算で、どのような規模のことを考えておられるのかというのを教えていただければと思います。

○植村保健福祉課長 こちらの事業につきましては、3区でモデル実施ということで、

予算のほうは区の予算ということではなくて、大阪市役所の福祉局が実際に実施するモデル事業になっております。ですので、区で予算要求をして区で実際に事業者を公募するという形ではなくて、局が3区まとめて公募の手続きをしているという形をとっております。予算規模はだいたい1区600万円の予算でして、ほとんどがそのコーディネーターさんの人件費になるという形です。

○大西委員 どうもありがとうございます。

○馬場副区長 今年度はサービス自身の提供をするというところまではいかなくて、そのコーディネーターさんを配置して、いろんなサービスを提供してくれるだろういろんな活動団体に働きかけるところから、またネットワークを組んでくるというそこからですので、また、事業費そのものは予算には反映されていません。

○大西委員 今年度はいわゆる組織づくりみたいな形のものになりますよね。

はい、ありがとうございます。

○武智議長 ほかにご意見、あるいはご質問はございませんか。

きょうは比較的時間が残っておりますが、いかがでしょうかね。当局のほうから何か発表することはございませんか。

○丹田委員 今の公募のお話ですけども、ちょっと僕も不勉強なのでよくわかりませんけれども、どういう方がその事業者になるのかというのはちょっとイメージできないんですけれども、何かヒントを教えていただければ、例えば、どれぐらいのさっき予算の話がありましたけれども、それをした場合、どれぐらいの報酬が期待できるのかとかいうのがわからない状態ではやっぱり応募もしにくいとは思いますが、いかがなものでしょうか。

○植村保健福祉課長 予算額は600万円程度ということで、そのほとんどがこの生活支援コーディネーターさんの人件費に充てられるような規模の事業になります。ですので、コーディネーターさんを雇い上げていただいて、その方の人件費はこの事業で賄えるけれども、今年度の事業内容というのは、地域のほうと連携をしまして、資源を開発したり、調整したり、ネットワーク構築したりということになりますので、いわゆるその事業にかかる事業費というのは余り計上されていないような枠組みになりますので、人件費のみと考慮いただくのが一番わかりやすいかなと思います。

事業者のイメージは、やはり地域活動ですね、それから地域福祉活動をやっておられるその事業者さんになるのかなというイメージになります。

○大西委員 いわゆる社会福祉協議会あたりがするとか、ヘルパー事業をされているところが受けるとかいうことで、いわゆるそこで600万円であれば、仮に1カ月10万円にしても年間百何万円です、五、六人程度ということになると、11連合あっても2連合に一人ぐらいのコーディネーターというか、そういう方は結局小まめには動かせないから、その方が現在あるコーディネーターを何人か使うといったら言葉が横柄ですけども、そこから両方を収集してというような形にならざるを得ないですね。

○植村保健福祉課長 コーディネーターさんは1名ですので1名の配置です。

○大西委員 港区で1名ですか。

○植村保健福祉課長 そうです。ですので、そのおひとりの方でやっていただくのは、なかなか難しいと思いますので、地域のほうと連携をさせていただきまして、こういう地域にはこういう取り組みがあるとか、今こんなニーズがあるんだけど、なかなかそういうサービスを提供することができなくて困っていて、みたいな情報もいただいたりしながら、この1年かけて必要なサービス提供してくださるそういう資源を開発できれば、育成できればということと、そういう活動を担っていただいている方たちのネットワークを構築しまして、最終的には協議体というような形のを構築できればと考えております。ですので、地域の方とも連携というのは不可欠だと思っておりますので、実際に事業者さんが決まったときには、また各地域といろいろと連携をさせていただきながら、事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田村委員 先ほどからいろいろと趣旨はよくわかるんですけども、言い方は悪いですけども、要するに、介護保険が財源の問題もあって破綻をしそうだということで、要するに、事業者がやっていたホームヘルパーさんとか、そういうものを極端にいったら全部地域でボランティアやりなさいという趣旨だと思うんです。しかし、確かに地域力が港区はあると言いますが、どんどん高齢化が進んでいく中で、なかなか難しい問題もあると思うんです。そういう点では、例えば、この支え合い推進員ということですけども、やっぱり地域の実力をよく配慮してもらわないと、なかなかうまくいくとは、私は当面思っておりません。特に、高齢者の見守りもやっているんですけども、いろんな高齢者がおりまして、仲間に入らないという人もおりますし、ただ、そんな人をどうするかという問題は、やっぱり行政が手を入れていただかんと、地域の支え合いだけではどうにもならないという問題もありますので、よく検証をしながらやってほしいなと思います。

以上です。

○武智議長 ありがとうございます。

○植村保健福祉課長 新しい事業の枠組みですけども、もう全てが無償のボランティアさんでやっていくということにはならないとは思っています。ですので、今現在の介護保険事業者さんとは別に、もう少し緩やかな基準で認定をした事業者さんに担っていただく部分もあると思いますし、それから地域の支え合いで、ボランティアで担っていただく部分もあると思いますし、そのあたりの詳細な基準というのは、まだ大阪市でもどういふふうにしていくかということとは決まっていない段階です。ですので、ことし1年、港区でモデル事業の実施をさせていただきまして、どういった支援が必要なのか、どういった基準が必要なのか、そういったことも合わせて考えていければと思っております。

以上です。

○馬場副区長 今の生活支援サービスについてですけども、もちろん無償のボランティアだけではなくて、有償で介護保険事業者にかかわってサービスを提供していくというこ

とが、当然考えられますので、そこでは今までの担い手の方だけでない、新しい担い手の方もそこには参画していただける可能性は広がってくるのかと思っております。一つの雇用の場といいますか、一つの就労の場にもなり得ていくのではないのかとは考えておりますのが一つです。

それから、先ほど田村委員がおっしゃいました、なかなか自分から見守りを希望されない、拒否をされる方というのも実際いらっしゃるの事実でございます、その非常にこちらから見守りをするのが難しい方に対しては、ことしの見守りネットワーク強化事業という事業を本年度からやっておりますのですけれども、そちらの事業のほうで、なかなか地域の見守りが難しい、自分からヘルプを言っていただけない方に対しても、継続的に専門家からアプローチをして、必要な支援をしていくという事業も同時に別の事業で行っています。ですから、そこは行政としてやっていかなければならないところだと思っております。

○武智議長 どうも、どうですか。

では、今までの皆さんも当局のほうもご意見大体こんなことでいいですか。

そうしたら、ちょっと時間が余っております。きょうの議事はこの辺で終わらせていただいてよろしゅうございますか。あるいは、その他でありますか。

○北野生活支援担当課長 すみません。お時間があるということですので、議題ということではないんですけれども、4月からご説明をさせていただいております生活支援困窮者の自立支援事業の窓口が生活支援担当で開設されておりますので、その名称がくらしのサポートコーナーという窓口ですが、その窓口の相談状況のご報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

4月の相談件数が44件、5月の相談件数が36件ということで、これは新規の相談件数ということですが、この2カ月で合計80件の相談をいただいております。相談内容としましては大まかな言い方ですが、収入や生活の不安にかかるものが41件ということで、一番多くなっておりまして、次いで住宅の家賃やローンの支払いに関するものが15件、仕事に関するものが10件、病気や障害に関するものが4件ということで、その他ひきこもりに関する事とか、不登校、介護に関する事という相談内容となっております。

また、相談に至りました経路ですけれども、広報などを見られてご本人、またはご家族が直接相談に来られたものが49件と最も多くなっておりまして、次いで区役所の担当の窓口とか、民生委員さん、その他地域包括支援センターさんなどの関係機関からの連絡、紹介があったものが26件という内訳になっております。いろいろな相談を受けているのですけれども、その場でいろんなアドバイスをさせていただいたり、関係機関をつなぐことでその場で終了するものも結構、内容としては多いのですけれども、今現在、支援調整会議をへまして、支援プランを実際に作成しまして、継続して支援をしているものが現在11件あるような状況となっております。

また、今後も区政会議の皆さんをはじめとしまして、地域の関係の皆さんからまたこういう生活に経済的に困っておられるような方が、地域におられました場合は、ぜひともこ

の窓口へご連絡をいただきたいと思っておりますので、今後とも協力のほうをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○武智議長 相談の内容は、ほとんど経済的な問題がほとんどですか。

○北野生活支援担当課長 生活に困っている、収入に困っているというようなことが主な相談内容としては一番多いのですけれども、全てが生活保護に至るような中身ではありませんで、生活保護とは別に、こちらの窓口で関係機関等に他の関係機関等につないで、解決をしているという相談事例も多くございます。

○武智議長 そうしたら、生活保護との比率はどうですか。例えば、3分の2ぐらいが生活保護で、3分の1ぐらいがその他というような感じですか。

○北野生活支援担当課長 逆にですね、この49件という生活、収入に不安があるという中身ですけれども、こちらの窓口、くらしのサポートコーナーから生活保護に至ったケースというのは意外に少なく、この中で4件しかありません。逆に生活保護のほうでまず相談は受けたけれど、生活保護にならなくて、それでも生活に困っておられるということで、逆に生活保護からこちらのくらしのサポートコーナーにつないだ事例というのが15件ありますので、どちらかということでは生活保護から聞いて、くらしのサポートコーナーにつないでいるケースのほうが多いというような割合になっております。

○武智議長 わかりました。そうしたら、本当の意味で行政のトータルの入れ物というか、受け物だね。それがこれからの行政の一番の総論になっていくだろうね。

○北野生活支援担当課長 ですから、そういう意味では、今まで生活保護にならなかった方でやっぱりそれでも経済的に困っている方はおられたわけですけれども、今まででしたら、生活保護のほうでならないということになると、そこで話が終わっていたのですけれども、今はこのくらしのサポートコーナーというのがありますので、その後も継続してご相談に乗れる態勢になっているということはいえるかと思ひます。

○武智議長 行政に心から大分入ってきたということですね。

○馬場副区長 生活保護になる前の第2のセーフティネットとしての事業でございまして、そのくらしのサポートコーナーのほうに相談があれば、区役所の中のハローワークの窓口につないで、仕事をそこで探していただくとか、高齢者の相談窓口のほうにまたつないで、なんとかその支援を受けながら、自立した生活をしていただくというようなことも可能になっておりますので、本当の生活保護になる前の段階でいかに自立した生活をしていただけるのかということが非常に重要ですし、そこに行政として力を入れていかないといけないというふうに思っております。

○武智議長 それでは、いろいろとこうして勉強させていただいておる間に、私も個人的には非常に地域力という力が非常に必要だなと思ひます。それとまた行政力、この2つが合いまって本当に明るいまちになるかなと思ひます。また、それが伝統的に港区にはあるから、そういう点では非常に前向きなことになっていくのではなからうかと、このよう

に思います。

時間も大体今、30分残っておりますが、きょうのところはこの辺で終わらせていただいてよろしゅうございますか。

本日は、長時間にわたりまして、たくさんのご意見をいただきありがとうございました。委員の皆様方には議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、議事はこれもちまして、終わらせていただきます。ご協力も本当にありがとうございました。ご苦労さんでございました。

○禿保健福祉課長代理 皆さん、大変長らくご協議いただきましてまことにありがとうございました。

それでは、これもちまして第1回の港区区政会議を終了させていただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

—了—